

保存期間 5 年

通達乙サ企第10号

令和 6 年 3 月 27 日

本部内各部課長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

茨城県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー運用要綱の改正
について

茨城県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザーについては、茨城県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー運用要綱（令和 5 年 4 月 6 日付け通達乙サ戦第13号別添）により運用してきたところであるが、この度、同運用要綱の一部を改めたので、適正な運用に努められたい。

なお、茨城県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー運用要綱の制定について（令和 5 年 4 月 6 日付け通達乙サ戦第13号）は、廃止する。

記

主な改正点

アドバイザーの委嘱上申及び解嘱事由の報告等を行う者を「サイバー戦略統括官」から「生活安全部サイバー統括官」に、アドバイザーに関する事務を行う部署を「サイバー戦略推進室」から「生活安全部サイバー企画課」にそれぞれ改めた。

別添

茨城県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、茨城県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

第2 任務

アドバイザーの任務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 サイバーセキュリティ対策に関する情報の提供
- 2 サイバーセキュリティ対策に関する技術的指導
- 3 茨城県警察職員及び民間事業者を対象としたサイバーセキュリティ対策に関する講演、教養等の実施

第3 任期

アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4 委嘱

- 1 生活安全部サイバー統括官（以下「統括官」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、人格、行動等について社会的信望を有する者で、アドバイザーに適任であると認めるものをサイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー委嘱上申書（別記様式第1号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に上申する。
 - (1) サイバーセキュリティに関する研究に従事し、十分な学識及び経験を有すること。
 - (2) 情報通信事業者等において業務指導に従事するなど、サイバーセキュリティに関して専門的な知識及び技能を有すること。
- 2 1の上申を受けた本部長は、アドバイザーの委嘱を決定したときは、委嘱状（別記様式第2号）を交付して行う。
- 3 統括官は、2により本部長がアドバイザーを委嘱したときは、サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー委嘱者名簿（別記様式第3号）に記載する。

第5 解嘱

- 1 本部長は、アドバイザーが次のいずれかの事項に該当すると認めたときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 本人から辞職の申出があったとき。
- (2) 心身の故障その他の理由によりアドバイザーの活動に支障が生じるおそれを認めたとき。
- (3) 法令に違反する行為その他アドバイザーとしてふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 統括官は、アドバイザーに解嘱の事由が生じたときは、サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー解嘱事由報告書（別記様式第4号）により、速やかに本部長に報告する。

3 1による解嘱は、通知書（別記様式第5号）を交付して行う。

第6 アドバイザーの遵守事項

- 1 アドバイザーは、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 アドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
- 3 その他アドバイザーとしての信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

第7 運用

- 1 所属長は、アドバイザーの支援を必要とする場合は、サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー派遣要請書（別記様式第6号）により統括官に要請する。
- 2 統括官は、要請の内容を精査してアドバイザーの派遣の可否を判断するとともに、アドバイザーと十分な調整を行った上で、派遣の日時、内容等を決定する。
- 3 所属長は、アドバイザーの支援活動の結果を、サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー活動結果報告書（別記様式第7号）により、速やかに統括官に報告する。

第8 事務

アドバイザーに関する事務は、生活安全部サイバー企画課において行う。

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

サイバー統括官

サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー委嘱上申書

氏 名	年 月 日生	
住 所	電話	
職 業	勤 務 先	
	所 在 地	電話
	役 職	
経 歴		
推薦の理由		

委 嘱 状

殿

茨城県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザーに委嘱します

委嘱期間 年 月 日から
 年 月 日まで

年 月 日

茨 城 県 警 察 本 部 長 印

別記様式第3号

サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー委嘱者名簿

[illegible]

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

サイバー統括官

サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー解嘱事由報告書

委 嘱 年 月 日	年 月 日	
氏 名		
住 所	電話	
職 業	勤 務 先	
	所 在 地	電話
	役 職	
解 嘱 の 事 由		

通 知 書

殿

茨城県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザーの委嘱を解きます

年 月 日

茨 城 県 警 察 本 部 長 印

年 月 日

サイバー統括官 殿

所 属 長

サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー派遣要請書

要 請 事 由	
派 遣 日 時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
派 遣 場 所	
内 容	
担 当 者	
備 考	

年 月 日

サイバー統括官 殿

所 属 長

サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー活動結果報告書

活 動 日 時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
活 動 場 所	
アドバイザー名	
実 施 内 容	
備 考	

※関係資料があれば添付すること。